

# 山県市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年7月

(令和6年3月一部改訂)

山県市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き、小中学校の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「山県市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・山県警察署
- ・岐阜県土木事務所
- ・山県市教育委員会
- ・山県市役所建設課
- ・山県市役所企画財政課（現在は総務課が担当）
- ・山県市小学校校長会代表
- ・山県市中学校校長会代表

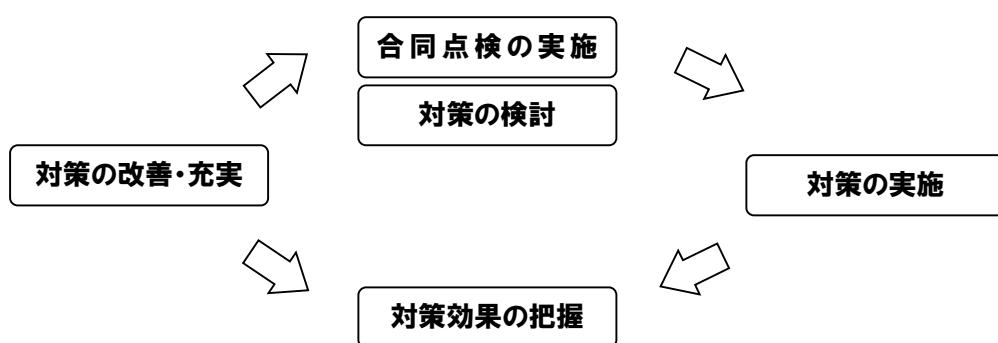
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

「通学路安全確保のためのP D C Aサイクル」



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・市内の小・中学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・私有地を通学路とする場合、「様式1 通学路設定承諾願」を土地所有者に学校を通して送付し、「様式2 通学路設定承諾書」を土地所有者より提出していただくこととする。この箇所については、学校は3年に1回の合同点検で必ず点検箇所として挙げるようにする。

### ○合同点検の体制

- ・各学校ごとに、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューは「通学路安全推進会議」で検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、
- ◇保護者へのアンケートの実施
  - ◇児童への聞き取り調査
- など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校及び中学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

### 【別添資料】

別添① 対策箇所一覧表

別添② 対策箇所図